

第1章 自殺対策計画策定の概要

1 計画策定の背景と趣旨

我が国の自殺者数は、平成10年以降毎年3万人前後の状態が続いていましたが、平成22年以降は減少傾向にあります。しかし、未だに毎年2万人の自殺者があり、交通事故による死者数の5倍以上の方が毎年自殺で命を落とされています。自殺に追い込まれるという危機は、「誰にでも起こり得る危機」と言われています。

このような状況の下、我が国では、平成18年に「自殺対策基本法」が制定され、全国的に自殺対策が推進されてきました。さらに政府は自殺対策基本法に基づき、自殺対策の指針である「自殺総合対策大綱」を平成19年に策定し、平成28年には、自殺対策をより効果的・総合的に推進するための法改正がなされました。この法改正により、全ての都道府県及び市町村が「都道府県自殺対策計画」、「市町村自殺対策計画」を策定することとされました。

自殺の多くは追い込まれた末の死と言われています。自殺に至るまでには、様々な社会的要因（精神保健上の問題だけでなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立など）が複数重なり、危機的な状態に追い込まれてしまう過程で自殺は起こり得ます。そのため自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働その他関連施策と様々な分野で連携が図られ、「生きることの包括的な支援」として実施されなければなりません。

紀美野町では、自殺が社会問題になっている状況に鑑み、自殺対策を総合的に推進するため、「紀美野町いのち支える自殺対策計画」を策定し、本町の住民一人ひとりが自殺対策の理解を深め、ともに支え合い健康で生きがいと希望を持って暮らすことのできるまちづくりを推進します。

2 自殺対策計画の基本理念

自殺対策は、全ての人がかげがえのない個人として尊重されるとともに、生きがいや希望を持って暮らすことができるよう生きることの包括的な支援を推進します。

また自殺対策は、個人的な問題だけではなく、背景にある様々な社会的要因に取り組む必要があるため、町民、地域、関係機関、学校、行政等が連携・協

働、保健、医療、福祉、教育、労働その他関連分野と有機的な連携を図り、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現をめざします。

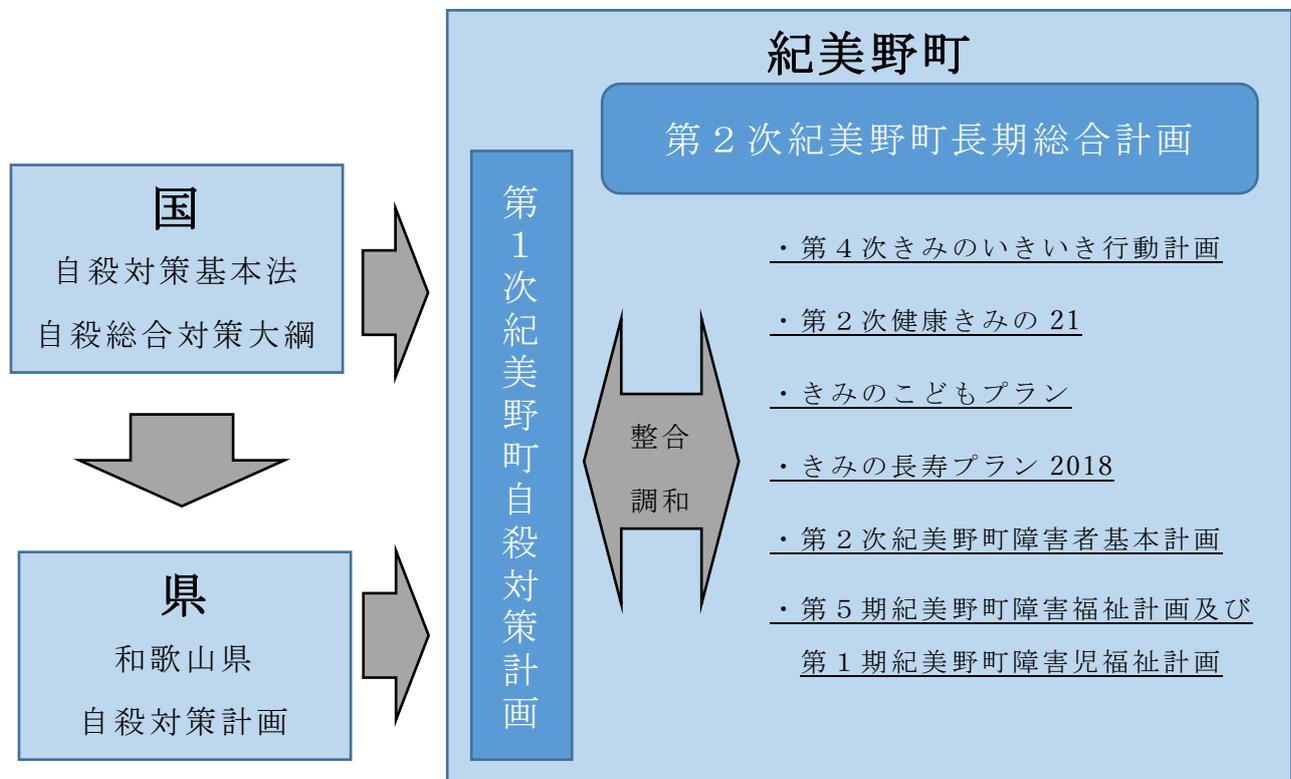
3 計画の位置づけ

(1) 計画の法的位置づけ

本計画は、平成 28 年に改正された自殺対策基本法第 13 条の規定に基づき、自殺総合対策大綱、和歌山県自殺対策計画及び本町の状況等を勘案して策定するものです。

(2) 上位計画および関連計画との関係

本計画は、「第 2 次紀美野町長期総合計画」、「第 4 次きみのいきいき行動計画（紀美野町地域福祉計画）」、「第 2 次健康きみの 21（紀美野町健康増進計画）」、「きみのこどもプラン（紀美野町子ども・子育て支援事業計画）」、「きみの長寿プラン 2018（第 5 次紀美野町老人福祉計画・介護保険事業計画）」、「第 2 次紀美野町障害者基本計画」、「第 5 期紀美野町障害福祉計画及び第 1 期紀美野町障害児福祉計画」と整合性を取り調和が保たれたものとしします。



(3) 計画の期間

本計画は、地域福祉計画との関係が最も強いため、「第4次きみのいきいき行動計画」の計画期間と整合性を持たせるため、平成35年度までとし、その後は地域福祉計画と一体的に策定します。

なお、平成31年5月から元号が変更される予定ですが、今計画の各年度は便宜上「平成」を使用しました。

(4) 計画の目標

政府は平成29年7月の自殺総合対策大綱の見直しで、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現をめざしていくことを閣議決定しました。見直し後の大綱では、自殺死亡率を平成38年までに13.0以下(平成27年の18.5から30%以上減少)にすることとしています。

「紀美野町いのち支える自殺対策計画」では、地域の特徴を踏まえ自殺に対する正しい知識の普及啓発及びゲートキーパーの育成、また自殺の危険性が高い人へのケアや悩みを抱えた人が相談できる体制の整備・充実を図り、平成35年までの5年間の自殺者数及び自殺死亡率ゼロをめざし、各種事業や取り組みを推進します。